

発議案第1号

天理市議会委員会条例の一部改正について

標記の件につき、別紙のとおり地方自治法第112条及び天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年3月21日提出

天理市議会議員	東	田	匡	弘
〃	鳥	山	淳	一
〃	内	田	智	之
〃	神	田	和	彦
〃	山	田	哲	生
〃	市	本	貴	志

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例

天理市議会委員会条例（昭和32年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「、上下水道局」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。